

# 入札公告

令和8年度秋田公共職業安定所外5箇所で使用するレンタカー長期賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月7日

支出負担行為担当官  
秋田労働局総務部長 伊藤 寛

## 1. 競争入札に付する事項

件名 令和8年度秋田公共職業安定所外5箇所で使用するレンタカー長期賃貸借契約

## 2. 契約内容

契約指定官署6箇所ですべて最大8台（月毎で台数の増減あり、年間延べ75台）のレンタカーの賃貸借

期間：仕様書のとおり

詳細は仕様書等に示すとおり

## 3. 入札方法

総合評価落札方式により落札者を決定する。詳細は入札説明書等による。

入札金額は総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」「B」又は「C」等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が掌握するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の制度が適用される者にあつては、これに加入し、かつ該当する制度の直近2年間（労働者災害補償保険及び雇用保険は2保険年度）の保険料の滞納がないこと。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。

## 5. 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面による申し出の上、紙入札方式によることができる。

#### 6. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階

秋田労働局総務部総務課会計第一係 電話018-862-6681

また、入札説明書等を秋田労働局ホームページにも掲載する。

(2) 入札書の提出期限

令和8年4月23日(木) 10時00分

(3) 開札の日時及び場所

令和8年4月23日(木) 11時00分

秋田労働局 4階 事務室(電子調達システム設置場所)

#### 7. その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 会計法第29条の4、同条の9及び予算決算及び会計令第77条第2項、第100条の3第3号により免除。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書に記載された書類を提出しなければならない。なお、入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者は国との契約書の作成を要するものとする。

契約書類の授受は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式によることができる。

(6) 落札者の決定方法 競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。